

碧南市介護予防・生活支援サービス事業Q&A

No.	種別		質問	回答
1	通所型	指定	通所介護事業所が通所型の緩和した基準によるサービスを一体的に提供することは可能か。また、可能な場合の定員はどのようにカウントするのか。	介護給付と現行相当サービスの考え方は従来と同様です。緩和した基準によるサービスを実施する場合には、それぞれの基準を満たすことが必要です。 通所介護と従前の介護予防通所介護に相当するサービスは、通所介護の対象となる利用者(要介護者)と従前の介護予防通所介護に相当するサービスの対象となる利用者(要支援者等)との合算で利用定員を定めます。 これとは別に緩和した基準によるサービスについては当該サービスの利用者(要支援者等)で利用定員を定めることとしています。
2	通所型	サービス内容	要介護者と要支援者とを同時に利用することができますか。	必ずしも場所を分ける必要はありませんが、プログラム内容は区分するなど、要介護者の処遇に影響がないよう配慮してください。
3	通所型 運動器中心型	サービス内容	集団体操を2時間実施するということですか。	運動器中心型のサービス内容は、厚生労働省介護予防マニュアル改訂版および愛知県版運動機能向上プログラムに基づくものをベースとし、集団体操のみと限定しておりません。
4	通所型 運動器中心型	サービス内容	対象者となるケースの中で、6ヶ月のサービス利用で生活機能の維持向上が見込める方とありますが、同一利用者が6ヶ月利用した後も、再度6ヶ月の継続利用は可能か。	6ヶ月後の評価実施および介護予防ケアマネジメントの結果、運動器中心型のサービスの継続が必要と決定されれば6ヶ月後の利用も可能です。但し、2回目以降で改善があっても加算がありません。
5	通所型 ミニデイ型	人員基準	ミニデイ型の生活相談員の資格要件には、社会福祉士や精神保健福祉士は含まないのか。	社会福祉士、精神保健福祉士を含みます。 資格要件には現行サービスの生活相談員の資格要件の他に、「介護保険施設または通所系サービスに従事した経験があり、生活相談を受けることができる者」を加えました。
6	通所型 ミニデイ型	人員基準	ミニデイ型の従事者も運動器中心型の専従従事者の資格要件を満たす必要があるのか。介護職員ではいけないのか。	ミニデイ型の従事者には特に資格要件はありません。介護職員で可能です。緩和した基準によるサービスの従事者について、資格要件を設けているのは運動器中心型のみです。
7	通所型	設備基準	通所型サービスで民家を利用、定員15人以下の場合、消火設備、その他の非常災害に必要な設備はどの程度のものを想定しているか。	消防法その他の法令等に規定された設備とします。
8	通所型	設備基準	サテライト型(公共施設等をお借りして)での実施も可能でしょうか。	公共施設の借用でのサービス提供は継続的な借用が困難であるため考えていません。

No.	種別		質問	回答
9	通所型 運動器中心型	設備基準	運動器中心型の設備基準には、最低限の設備および備品の基準はないのか。	サービスの概要で記載した設備基準を備えていればよく、厚生労働省介護予防マニュアル改訂版および愛知県版運動機能向上プログラムに基づくものが提供できるものであれば結構です。他に設備、備品の基準は設けておりません。
10	通所型	報酬	緩和した基準によるサービスの報酬の計算根拠は。	現行の基準をベースに運動器中心型は通所リハビリ(要介護1)を、ミニデイ型は小規模通所介護(人員基準減算)を参考に算出しています。
11	通所型 運動器中心型	加算	機能訓練の評価、算定は誰が行いどの様に評価するのですか。	運動器中心型の運動器機能向上加算は、サービス事業者が個別サービス計画作成に合わせて運動機能向上計画を作成し、市が提示した評価項目でサービス事業所が前後のアセスメントを行っていただき改善が見られた場合、所定の単位を全額市に請求するものです。
12	通所型 運動器中心型	加算	6ヶ月間、機能訓練のサービスを行ったが評価が出ない場合は算定できないのですか。	アセスメントの結果、「運動機能が改善していない」という評価の場合の運動器機能向上加算は請求できません。
13	通所型	その他	緩和した基準によるサービスに参入せず、現行相当のサービスを続けていくという道を選びたいと思っていますがそれでよいのか。	構いません。
14	訪問型	指定	サービス提供責任者と訪問事業責任者の兼務は可能か	介護給付と現行相当サービスの考え方は従来と同様です。緩和した基準によるサービスを実施する場合には、それぞれの基準を満たす必要があると考えます。(NO.1を参考にしてください。)
15	訪問型	人員基準	ヘルパー2級のみの方が、訪問事業責任者になった場合、減算はあるのか	緩和した基準によるサービスでは訪問事業責任者と従事者の兼務は可能であり、従事者の資格要件にヘルパー2級を含んでいますので減算はありません。
16	訪問型	報酬	緩和した基準によるサービスの報酬の計算根拠は。	訪問介護の生活援助中心の単位を参考に算出しています。
17	訪問型	その他	どこの事業所も参入しなかったらどうなるのか	参入事業所がない場合も今回お示した緩和した基準によるサービス事業者を継続募集していきます。また、ご意見等をいただく中で事業見直し等を検討します。
18	訪問型	その他	事業が開始された後(平成29年4月以降)、参入してもよいのか	参入できます。